

地域移行や地域生活を支える居住支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行や地域生活を支える居住支援について

これまでの議論の経緯及びヒアリングについて

※括弧内の行数は「議論のまとめ」の該当箇所

- 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」において、本検討会における「これまでの議論のまとめ」をとりまとめたが、引き続き、地域移行に関して以下の課題があると指摘されている。
 - ・入所者の重度化・高齢化や地域受入体制の不足により、地域移行者数の伸び悩みが見られる。（123行目）
 - ・利用者の希望を踏まえた地域移行に係る取組について未実施施設が一定数存在（約35%）。そのため、施設入所者のニーズの実態が十分に把握されていない可能性がある。（183行目）
 - ・いわゆる、施設待機者のニーズは、施設入所に限定されず、グループホームや一人暮らし等を含む居住支援全体へのニーズである場合も考えられる。（418行目）
 - ・地域移行には、自治体による地域の受け皿整備と併せ、施設が地域生活支援拠点等の拠点コーディネーター等の外部関係者と連携する仕組みを構築する必要ではないか。（361行目）
 - ・地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点として地域生活を支えるセーフティネット機能について障害者支援施設の活用を推進する必要があるのではないか。（309行目）
- これらを課題を踏まえ、今後の地域移行の施策を検討するにあたり、入所施設、グループホーム、在宅支援等を個別に捉えるのではなく、地域移行から地域生活維持までを一体的に捉えた居住支援について整理する必要がある。
- そのため、障害者の特性に応じた地域移行や、居住支援に取り組んでいる団体について、ヒアリングを行い居住支援の現状について把握を行う。

地域移行や地域生活を支える居住支援について

ヒアリング団体及び着眼点

○居住支援法人 あんど（千葉県船橋市）

着眼点：居住支援法人（※）による障害者への居住支援

地域の障害福祉サービス等と連携した地域生活への移行支援

（※）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律」に基づき都道府県が指定する法人（令和8年3月31日時点で1167法人が指定）
（主な業務）

- ・登録された住宅への入居者への家賃債務保証
- ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・見守りなど入居後の要配慮者への生活支援 など

○社会福祉法人 北摂杉の子会（大阪府高槻市）

着眼点：地域移行と障害者支援施設の近代化改修

施設利用者のグループホームへの移行等により、施設の定員を減らしつつ個室化を実現。

○社会福祉法人 高水福祉会（長野県中野市）

着眼点：障害者の特性に合わせた施設の整備

強度行動障害の状態にある方を受け入れるために環境調整がされた別館の口ハスを整備。
本館についても経年劣化に伴う改装により個室化の整備を推進。

○社会福祉法人 育桜福祉会（神奈川県川崎市）

着眼点：地域生活を支える社会資源として機能する入所施設、「地域生活支援型施設」を運営

地域移行コーディネーターを配置し、地域で暮らすための力を身につける社会生活プログラム（SFA）による支援を実施。